

法律であなたを照らすナビゲーション・マガジン

ほうてらす

秋

Autumn

vol.10
2009.10.1

〈特集〉スタッフ弁護士

1 スタッフ弁護士座談会

スタッフ弁護士は必要な人に必要な法的支援を
届ける弁護士です。……p4

2 スタッフ弁護士の新たな活動スタイル

関係機関との連携で地域住民を支える……p8

〈インタビュー〉

女優

加藤夏希さん……p2



「法テラスを知っていれば
助かることって
たくさんあると思います。」

データで見る法テラス……p10

これは使える!

法テラス・ホームページ……p10

みなさまからのギモン・

しつもんにお答えします……p11



日本司法支援センター

法テラス

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

法テラスとは、日本司法支援センターの愛称です。法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」(さんさんと陽が差し、気持ちの良い場所というイメージを持つ)のような場でありたいという意味を込めています。

三國連太郎さんのひと言で 12歳で役者になると決意

——この秋から始まる連続ドラマにご出演されるそうですね。

加藤…今年、ドラマが2本スタートします。ひとつは今年の1月に放送した2時間ドラマの連ドラ化。もうひとつは1回30分のシチュエーションコメディ。舞台と同じようにお客さんを入れた公開収録です。放送されるときには編集されますが、演じるときは30分の一発勝負。緊張感は舞台と同じですね。しかも、最終回は生放送という話もあるんです。

——それは楽しみです。加藤さんは女優として映画やドラマに出演されるほか、モデルとしても活躍されています。比重はどのくらいですか。

加藤…女優とモデルが五分五分くらいですね。どちらかに集中してしまうと、その仕事に対する想像がふくらまなくなってしまうような気がするんです。違う仕事で、違う現場に行くことで、見え方が違ってくる。例えばあるときはモデルの立場からタレントとしての自分を見たり、あるいは女優としてモデルの仕事の評価したり、まったく見方が変わるので、すごく刺激になります。

——いい相乗効果ですね。

加藤…私生活がそのときの役に影響されやすいので、不良の役をやると私服も不良っぽくなってしまう、ドラマが終わると何を着ればいいのかわからなくなってしまう。そんなときにモデルの仕事をする、「今、これが流行っているんだ」と、現実に帰らせてく

れる。だから今はどちらも必要ですね。将来は女優一本でやっていきたいと思っていますけど。

——そもそも芸能界に入れたきっかけは？

加藤…12歳のとき、ゲーム会社のイメージガールのオーディションを受けました。受かったら大好きなゲームをいっぱいもらえるかもしれないという動機で。正直、そのときは芸能界にはあまり興味はありませんでした。

——それがなぜ女優に？

加藤…あるゲームソフトの発売記念記者発表に参加したとき、ゲームのナレーションをされていた三國連太郎さんに声をかけていただいたんです。「お前は何をやりたいんだ？ 役者か？」って。その威圧感というかオーラがすごくて、とても「いいえ」とは言えず、ただ「はい」と。

——その一言で役者になろうと決意されたんですか。

加藤…子ども心に言ったからにはやらずには、という思いもあったので。その後「燃えろ!! ロボコン」というドラマのオーディションを受けて合格したのが女優としてのデビューです。三國さんに声をかけられなかったらオーディションも断っていたでしょうね。

納得するまで演技ができる 映画の現場がいちばん好き

——実際に女優をやってみていかがで

したか。

加藤…楽しかったですね。特に十代のころは特撮モノやホラーが多く、年相応の役がなかったんです。だって吸血鬼とかゾンビの役ですよ。「ゾンビの気持ちになって」って言われても「ゾンビにも気持ちがあるんだ」って。そういうのがけっこう楽しかったです。

——映画、ドラマ、舞台とさまざまな仕事をしていますが、いちばん好きなのはどれですか。

加藤…映画ですね。テレビドラマだと視聴者の反応を見ながら途中でストーリーが変わることもあり、放送日ギリギリまで撮ったりする。落ち着いて演じられない印象があります。舞台はお客さんの反応を直接感じられるよさがあるのですが、演技が「よくできた」と思えるときもあれば、全然だめなときもある。その差が許せないんです。自分の演技をひとつの作品として見てもらいたいという思いが強いので、時間をかけて役作りができ、みんなが納得するまで撮影できる映画の現場が好きですね。

——2005年には映画『裁判員制度——もしもあなたが選ばれたら——』にご出演されました。

加藤…当時は「裁判員」という言葉もまだ知られていなくて、私もお話をいただいたときは昔の法廷の話かと思いました。台本を読んでやっと「これから始まることらしい」と知っ



女優

加藤夏希さん

法テラスを知っていれば助かるようにして たくさんあると思います。

〈プロフィール〉1985年、秋田県生まれ。CMモデルを経て、99年『燃えろ!! ロボコン』のロビーナ役で女優デビュー。その後、女優・モデルとして、テレビ、映画、舞台、CM、雑誌と幅広く活躍。ドラマ『花より男子2』、映画『ギララの逆襲／洞爺湖サミット危機一発』などに出演。現在、NHK総合『見どころNHK』に司会進行役でレギュラー出演中。

たくらいます。

——撮影の現場はいかがでしたか。

加藤…中村雅俊さんは監督兼裁判官役だったので、とてもたいへんそうでした。主演の西村雅彦さんは現場を和ませるムードメーカーで、いつも笑わせてもらいましたね。

——撮影の前には制度についてかなり勉強されたんですか。

加藤…全然。私の役は裁判員のひとりなので、何も知らないほうがリアル

なお芝居になるだろうと言われて、裁判員制度の内容は何も理解しないまま撮影に入りました。撮影が終わってからシンポジウムなどに参加させていただく機会があり、やっと制度について詳しく知ることができました。

——今年8月、いよいよ実際の裁判員裁判が始まりましたが、ニュースはどのようにご覧になりましたか。

裁判員の会見を見て やりがいと達成感を感じた

加藤…映画を撮っているときは出演者の方々と「被告の両親が泣いている姿を見たら許しちゃうよね」なんて話していました。制度についても「裁判員は本当に集まるのかな」なんて、不安ばかり。だから実際の裁判が終わって裁判員の方が取材を受けているのを見て驚きましたね。「顔出し

てる」って。裁判員をしたことは知られたくないだろうと思っていたので、堂々と取材を受けられるということ、やりがいや達成感があつたんだろうなと感じました。

——たしかに、ほっとした表情が印象的でしたね。

加藤…最初の裁判員の方々は、すべての人の先輩ですね。通知がいつ来るのか、来たらどうしようかと不安を感じている方も、先輩方の表情を見て、安心したんじゃないでしょうか。

——もし加藤さんが選ばれたら、参加したいですか。

加藤…参加したいですね。ただ、死刑とか無期懲役の判決を出すことにはためらいもあります。それでも参加してみたいと思います。

——実は法テラスも裁判員制度と同じ司法制度改革の一環として生まれたのですが、法テラスについてはどうお考えですか。

加藤…トラブルつて災害といつしよ、いつ誰の身に起こるかわからないじゃないですか。地震のときに缶詰一つ持っていたことで助かることがあるように、法テラスを知っていれば助かることってたくさんあると思います。

——いきなり弁護士さんに相談するのは勇気がいりますしね。

加藤…テレビの仕事で弁護士さんと一緒にすることはありますが、相談するとお金がいくらかかるか不安です。弁護士さんによって「じゃあ裁判にしましょう」と言う方もいれば、「これは内々に……」と言う方など、対応方針にも違いがあるでしょうから、心の準備が必要ですよ。

——法テラスは、どなたでも無料でお問い合わせいただける「法的トラブル解決の道案内役」です。心の準備にもご利用ください。

加藤…家族にも友達にも言えないことってあると思うんです。そんなとき、法テラスのように自分のことを知らない人に、客観的な立場で話を聞いてもらえるという場はとてもありがたいですね。私も困ったときは電話しようかな！(笑)

——ぜひご利用ください。本日はお忙しいなか、ありがとうございます。聞き手…法テラス本部総務課 瀧澤佳代





2006年10月の法テラスの業務開始と同時に活動をスタートさせた「スタッフ弁護士(常勤弁護士)」。

さまざまな事情で弁護士にたどり着くことが困難な状況を改善し、だれもが気軽に司法にアクセスできるよう、現在150名を超える弁護士が全国津々浦々に赴任し、活躍しています。スタッフ弁護士の3年間の挑戦と実践をふりかえるとともに、その意義と課題について、3名のスタッフ弁護士に草野満代が聞きました。

弁護士が遠い存在の人の役に立つ弁護士に

草野…法テラスができ、スタッフ弁護士という制度があることを知ったとき、どのように思いましたか？

谷口…当時はまだ、スタッフ弁護士がどのような仕事をするのか、あまり知らされていませんでした。それまでも過疎地には日弁連が作った「ひまわり基金法律事務所」があり、それを国が作るんだなというのが最初の印象です。弱者に寄り添うというイメージはありましたが、あまり明確にはなっていなかったですね。

スタッフ弁護士座談会 — 3年間の挑戦と実践をふまえて

スタッフ弁護士は 必要な人に必要な法的支援を 届ける弁護士です。

谷口 規 太
法テラス埼玉法律事務所
遠藤 真 吾
法テラス下田法律事務所
横堀 真 美
法テラス栃木法律事務所
(聞き手) 草野 満代
法テラス理事

草野…弁護士としていろいろな選択肢があるなか、谷口さんはなぜスタッフ弁護士を選んだのですか。

谷口…以前から「すぐ隣の人の事件」を扱う弁護士になりたいと思っていました。社会を騒がせるような人権問題などではなく、普通の人が、家庭生活や働くなかで生じる普通の悩みを扱う弁護士です。ところがそういう「すぐ隣の人」ほど、弁護士とは縁遠い存在。それなら、彼らに届くにはどうしたらいいだろうかと考え、その答えのひとつがスタッフ弁護士だったんです。

草野…遠藤さんは1期生の仕事ぶりをご覧になってスタッフ弁護士を志望したのですか？

遠藤…進路を決める段階ではまだ1期生の成果は見えていなかったのですが、環境としては1期生とほぼ同じでした。

たね。私は埼玉県庁の職員から転身したので、公の取組みには興味がありました。もともと人の役に立つ仕事をしたいと思って弁護士をめざしたので。就職説明会でスタッフ弁護士を知り、「これは自分の感覚に合っているな」と感じ、応募しました。

草野…横堀さんはいかがですか。

横堀…私はロースクール(法科大学院)の1期生です。新司法試験に合格して、司法修習修了後すぐに法テラスに入りました。そのときにはすでに1期生の先輩方の活躍ぶりや成果を知ることができ、法テラスの仕事に魅力を感じました。

草野…どういうところが？

横堀…司法修習の間に、普通の人のとって弁護士がいかに遠い存在かを聞き、法テラスが「110番」のような感覚で、国民に定着すればいいなと思いました。そして、自分ががんばることとでその質を向上させることができれば、社会の役に立っているという実感が持てるかなと。

まずは役所や関係機関に 法テラスの存在をアピール

草野…谷口さんは1期生としてスタッフ弁護士の仕事を開拓されてきました。お手本がない中で、何から始められたんですか。

谷口…まったくお手本がなかったわ

特集 スタッフ弁護士



谷口太規 ● 2006年10月の法テラス開業と同時に採用されたスタッフ弁護士1期生。自治体や福祉関係者等とネットワークを組み、法的トラブル解決だけにとどまらない生活再建のサポートにも積極的に取り組む。



寸劇 スタッフ弁護士の「使い方」を理解してもらうために谷口弁護士が一般の方を対象にした講演で時々やるのが寸劇。手作りの小道具での熱演に、「また寸劇やってください」との依頼が舞い込むのがうれしい悩み。

けではないんです。弁護士になって最初に入ったのが、東京弁護士会が作った「東京パブリック法律事務所」という公設事務所、そこは市民の駆け込み寺をめざしていたんです。基本的な方法論はここでの1年間で吸収しました。とはいえ、初めのころ、特に都市部に赴任したスタッフ弁護士たちは、アイデンティティの形成に苦しんでいましたね。

草野…どういう意味ですか。

谷口…例えば、私が赴任した浦和にはすでに250人くらいの弁護士がいました。そこにたった経験1年の弁護士が行っても事件も相談も来ませんよ。何のためにここにいらっしゃるのと。それでも少しずつ来っていた相談の中に、多くの弁護士がこれまであまり相手にしていなかったような人たちが見えてきた。いわゆる社会的な弱者ですね。法テラスだから来られる層が一定数いるのです。彼らの話を聞くと、「最初は役所に行った」という話が多かったので、浸透させるためにはやはり役所の人と直接話し、顔を売ろうと考え、積極的に彼らと交流を持つようにしました。まず弁護士の使い方についての勉強会を開き、「こんなときに弁護士を使えばうまくいきますよ」とアピールしました。

草野…遠藤さんは下田だから都市型じゃないところですね。

遠藤…そう、過疎地型ですね。

草野…ご自身で希望したんですか。

遠藤…はい。過疎地で働きたかった

ので。下田はすでに「ひまわり」の事務所もあり、以前から開業されている先生もいるので、全く弁護士がいな

い司法過疎地域とは少し違います、行ってみると弁護士が全然足りない。争いの相手が1人の弁護士に依頼すると、もう一方は「誰に頼めばいいの？」ってことになる。

草野…都市型と違って、法律家がい

*都市型と過疎地型

スタッフ弁護士が勤務する法律事務所には3つのタイプがあります。

①都市型

法テラスの地方事務所(都道府県庁所在地等に設置)や支部(人口や裁判事件数が多い都市などに設置)に併設された法律事務所。民事法律扶助事件や被疑者・被告人の国選弁護事件をおもに扱う。現在、地方事務所併設が埼玉、栃木など34か所、支部併設が7か所。

②司法過疎地型

司法過疎地と呼ばれる弁護士へのアクセスが困難な場所に設置し、一般の開業弁護士と同様の有償による法律相談や事件の受任を含む法律サービス全般の提供を行う事務所。現在、下田など22か所。

③扶助・国選対応型

民事法律扶助事件や被疑者・被告人の国選弁護事件を取り扱う弁護士の数が少ない地域に、おもにこれらの事件を扱うために設置する事務所。現在4か所。

(事務所数は2009年8月末時点)

があるので弁護士費用についても気軽に相談してください」などと書いた手作りのチラシを置いてきました。今でもそのチラシのコピーを渡されて相談に来られる方がいます。

スタッフ弁護士の存在意義

草野…みなさんご自身としては「スタッフ弁護士の存在意義」をどうお考えですか。

横堀…法テラスでよくある相談が、生活保護の申請に行ったら「借金があるからだめです。先に借金を整理してください」と言われて来ました、というものです。役所としては民間の弁護士事務所を紹介するわけにはいかないの、役所がすすめられる公的な法律事務所の存在はとても大きいということ、すぐに感じました



遠藤真吾 ●2007年10月に採用されたスタッフ弁護士2期生。静岡県下田市は弁護士の数が少ないいわゆる司法過疎地で、「弁護士の活用」を説くため自治体などをこまめに回り、地域住民の法的トラブルの掘り起こしと解決に奮闘している。



手作りのチラシ
遠藤弁護士が2年前、法テラス下田法律事務所に着任した際、関係機関にいろいろ回りをするために作ったチラシ。今でもこのコピーを持って相談に訪れる人がいる。

ね。現在も、役所から直接相談を受けた破産事件を、役所の保健師の方と話し合いながら進めています。

谷口… 私たちからみたら、借金問題は道筋がはっきりしていて解決策を考へることはさほど難しくありません。ところが福祉関係の方々はお金のことに関しては臆病なところがあるんです。お金の部分だけ弁護士が入って、指針を決めてアドバイスすると、今まで止まっていた案件がスムーズに動き出すことが多いですね。こうした連携の活動を続けていると、

「弁護士として」「困った人を助けてあげるといった意識が薄らいでくるんです。自分の専門性を活かせる分野については自分がやり、そうでない福祉に関する分野などについては、その専門性がある人に任せる。地域の人たちといっしょに、社会保障、セーフティーネットを作る中で、どうみんな役割分担をするかというような意識が強くなっています。」

草野… 遠藤さんはどうですか？

遠藤… そういう感覚はあります。地方には以前からそういったネットワーク作りが努力されている弁護士も多々あります。ですが、民間の事務所が経営を気にしながらそのような活動に労力を集中することは困難です。スタッフ弁護士という立場だと、関係機関も話を持ってくるし、こちらとしても本当に必要なことに、きちんと取り組めることが大きいですね。

草野… 弁護士が遠い存在だった普通の人々に、スタッフ弁護士が身近になったという実感はありますか。

遠藤… 比較的人口が少なく高齢化が進んでいる地域では、まだ「弁護士って何してくれるんだろう」という人が多いんです。そういう社会では、

法の精神にもとづく話し合いより、昔からある慣習や力関係が優先してしまう土壌があります。そんな中で「役場に言われたから来た」という人が、法的な手続きで解決してあげると「来てよかった」と言ってくれる。法律家が身近になることによって、特に経済的に弱い立場の人に、必要な法的支援が届くようになってきているというふうには感じます。

草野… 今まで埋もれて弁護士まで届かなかったニーズが、スタッフ弁護士によって届くようになったということですね。

谷口… 気をつけなくてはいけないのは、われわれは法律の専門家であって、他の分野においては素人だと自覚すること。すべてを1人で解決しようと気負いすぎないで、福祉など他の分野の専門家と連携することも大切だと思います。

事務所の弁護士を増やしOJTができる環境に

草野… 今後、スタッフ弁護士がよりよくなっていくために、どのような工夫や努力をしていますか。

横堀… 年に何回か、スタッフ弁護士が集まって自主的に勉強会をしたり、地域ごとの研修を企画させてもらったりしています。

遠藤… 最近は人数が増えて意識の

共有ができないところがあるので、横のつながりをきちんと作り、ノウハウの共有や方法の検討など、お互い切磋琢磨するような機会を作る作業を始めたところです。

谷口… アメリカにも各地に公設事務所があるんです。ところが地域によって質が全然違う。何が違うのか考えたとき、行き着くのは、その事務所で働くことの矜持、「ここで恥ずかしい仕事はできない」という思いですね。スタッフ弁護士も給料制ですから仕事をしてもしなくても基本的に収入は一緒。監視するボスもいない。そのときに烏合の衆になるのではなく、役立つ集団としてつなぎ止めておくのはやっぱり、切磋琢磨だと思うんです。スタッフ弁護士として恥ずかしい仕事はできない、もともと困っている人のために働くという雰囲気や志を、どう共有していくか。ところが私たちは普段各地にバラバラにいるので、定期的に集まって、事例や方法論を共有していくことが大切だと思います。

草野… スタッフ弁護士がもっと働きやすい環境にするには、何が必要だと思いますか。

谷口… 何か相談を受けたとき、「では来てください」と言うか「では私が行きます」と言うかの基本姿勢の違いが本当に大きい。そういうことは先輩のあり方を横で見ても学ぶのが一番だと思います。そういう意味では

特集 スタッフ弁護士

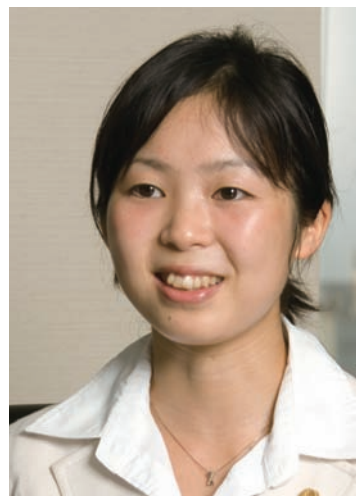
もう少しOJT研修(実地研修)をしただけで、法テラスの中に養成機関のような役割をする事務所があつて、そこで経験してから各地に赴任するようなくみがあればいいと思っています。

草野…どのくらいの期間が必要ですか。

横堀…1年、2年でも構わないんです。「こんなことができる、あんなこともできる」という法テラスのやり方を知り、何か技術を持って、それを地方で使えればいいですね。



メーリングリスト 着任1年目の横堀弁護士にとって心強い味方が、スタッフ弁護士のメーリングリスト。事件の対応で困ったときなどに投稿すると、たちまち10人以上の先輩や同期たちからアドバイスが返ってくる。



横堀真美 ● 法科大学院を卒業後、新司法試験に合格。2008年1月に採用後、東京で1年間の養成を受けて今年1月から現事務所へ赴任。5月の被疑者国選弁護の対象事件拡大で増加した刑事事件の対応などのため、栃木県内全域を精力的に飛び回る。

ディスカッションしたりして、より成長できると思います。

谷口…法テラスの中に法律家以外の専門職のスタッフがいればいいですね。例えばフィナンシャルカウンセラーとか、社会福祉士とか。相談者のトータルライフケアを考えたいいろいろな専門スタッフがいるような体制が整えられれば、真の意味で「法テラスに行けば何とかなる」と思ってもらえるのではないのでしょうか。

やりがいには依頼者が笑顔を取り戻す様子を見ること

草野…今、スタッフ弁護士であることの仕事のやりがいはどういうときに感じますか？

横堀…すべてがうまくいって、いい方向に向かったときに、依頼者が喜んでくれることが一番嬉しいんです。最近嬉しかったのが、少年事件を担当したときです。会いに行く度にその少年の目が澄んでくるのがはつきりわかる

んです。親も「先生のおかげです」と言ってくれる。スタッフ弁護士だからというわけではありませんが、最後に「ありがとうございます」という言葉を本人からももらえるのは、企業の事件を扱う弁護士業務では味わえない喜びですね。

遠藤…私も依頼者が笑顔で帰ってくるのが一番嬉しいですね。相談に来る方の何%かは「もう死にたい」と口にされますし、本当に暗い顔をしているんですが、例えば借金がだんだん整理されてくると、笑顔が戻ってくる。最後には「来てよかったです。ありがとうございます」と言ってくれます。

谷口…埼玉でいわゆる派遣村をやったときのことです。派遣切りされた方たちです。最初はとてもとげとげしいんですよ。優しく言葉をかけても「関係ない」と乱暴に返される。人間不信なんです。他人が本気で自分を助けしてくれるとは思って



草野満代 ● 法テラス理事として、広報と情報提供業務を担当する。

ない。その日、彼らの寝る場所がなかったの、みんなで行政と交渉に行つたんです。結果的に宿泊場所は確保できませんでした。でも、自分たちの寝る場所と食べる物のことで、十何人もの人が戦ってくれたことが、心に響いたんでしょうね。翌日、「関係ない」と言っていた男性がまた来たと思つたら、ボランティア受付の方に並んだんです。当事者の方ではなく、「どうしたんですか？」と聞くと、「みんなが自分のためにがんばってくれたんで、何もできないけど、ボランティアくらいしようと思って」と言ってます。私たちが扱っているのは小さな事件で、全然儲からないですけど、そこで助けた人が、次に別の誰かを助けるといふ連鎖をしていく。他人のことなど考える余裕のなかった、足元だけ見て生きてきた人たちが、顔を上げて誰かとつながった瞬間を目撃するときに一番「この仕事をやっていてよかった」と思います。

草野…法テラスを頼ってくる方の中には心を閉ざしている人も多いですよ。それを少しでもとかしてあげることが、スタッフ弁護士の仕事なんです。今日は貴重なお話をありがとうございました。

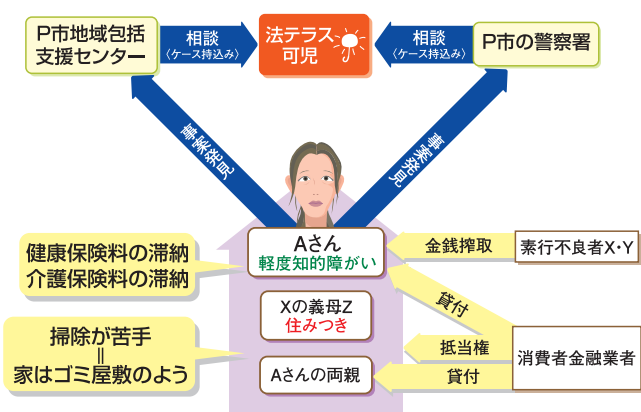
関係機関との連携で地域住民を支える

裁判の代理人として法廷に立つ——多くの方にとって、弁護士の仕事としてイメージされるのはそんな姿ではないでしょうか。

法テラスには、これまでの弁護士の活動スタイルを超えた新たな取り組みを行っているスタッフ弁護士たちもいます。

福祉や行政、警察といった、地域住民と身近に接している方々とネットワークを組み、

障がい者や高齢者など弱い立場におかれた方たちが陥った法的トラブルを発見し、解決し、生活を立て直すまでフォローを続ける——そんな活動を精力的に行うスタッフ弁護士の一人、岐阜県可児市の太田晃弘弁護士の活動事例をご紹介します。



さまざまな関係機関との連携で
障がい者の一家を
搾取から救済

注) 実際の連携事例をもとに、一部修正しています。
登場人物は架空の設定です。
また、美濃加茂市、恵那市とは関係ありません。

1 ひよんなことから発覚した障がい者搾取の実態

ある夜、刑事事件の接見で赴いたP市の警察署で受付の警官から声をかけられた。「かわいそうながいるから、あとで相談させてね」。

聞けば、軽度の知的障がいを負っているAさんが、その障がいを年金やわずかばかりのアルバイト収入を素行不良者X・Yに搾取されているという。警察官は民事不介入原則からどうしているものかと悩んでいた。この段階では、確認すべき事実関係や弁護士にできることなどを

説明し、今後相互に情報交換していくという話をして終わった。

Aさんの話は、少し遅れて、P市地域包括支援センターからも法テラスに持ち込まれた。同センターでもXを排除しようと努力しているが、Aさんと同居している両親が、Xの義母Zを自宅に住まわせており、扶養義務のあるXがAさん宅にやってくることを阻止できない。同センターはどのような手段をとればいいのかわからなくなっていた。

2 弁護士として何ができるか……他の機関と連携しながらの解決を

Aさんは移動手段も交通費もないため、Aさん宅近くのP市役所に向き、Aさんの法律相談を行った。Aさんは障がいの性質とも相まって「人から言われれば断れない」性格だ。そのため被害意識は極めて低かった。そこにつけこんで、X・Yは、貸金や迷惑料の名目で、Aさんの了解のもとに金

銭を巻き上げていた。Aさんは事実関係があやふやな点も多々あり、事情の聴き取りも一筋縄ではいかなかった。Aさん宅に何度か出向いて家族からも事情をうかがったり、地域包括支援センターにも協力してもらって資料を収集したりして、正確な事実関係の把握に努めた。

警察や地域包括支援センターの努力でYは完全に手引いたので、XをAさん宅に近づけないようにすることが急務だった。接近禁止等の仮処分をとることも検討したが、Xの扶養親族である義母ZがAさん宅に住んでいる点がネックになり、Xが仮処分を無視することでも容易に想定できた。XをAさん宅へと物理的に寄りつかせないようにすることが重要だ。Xに対してAさんへの接触を拒否する内容証明郵便を送るとともに、警察、地域包括支援センターと連携し、Aさんへ

の金銭要求行為があった場合には速やかに警察官が出動するという体制を整え、これをXに通知した。その効果はききめんで、XがAさん宅のZを訪ねる頻度は減少し、少なくともAさんに直接接触することはなくなった。

次の課題は、搾取された金銭の返還と今後の被害防止だ。Xにはまったく資力がないので、金銭返還請求は内容証明郵便での請求にとどめ、今後同種の行為が起こらないようにするという点にウエイトを置いた。

資力のないXにとって、民事的な請求をされることはまったく痛手ではない。Xが一番恐れるのは、刑事事件として立件されることだ。しかし、Aさんの障がいの程度が比較的軽いので、Aさんが自由意思でXに金銭を提供しているようにも見え、警察は出動しても、刑事事件としては立件しにくい、とのことだった。

そこで、Aさんについて補助開始申立をするともに、贈与行為等について補助人の同意権付与審判を求めた。次回の年金が振り込まれるのが数日後だったので、あわせて補助人選任の審判前保全処分を申し立て、なんとか1日で審理してもらって、Aさんの実妹を補助人と仮に定めてもらった。これ

特集 スタッフ弁護士

太田晃弘弁護士と日頃から密接に連携している岐阜県内の関係機関の方から、法テラスとの連携の意義についてコメントをいただきました。

美濃加茂市 法律的な糸口が見つかることで不安が減り、自立心が向上



美濃加茂市福祉事務所

井戸 伸さん

生活課題を解決するヒントを求めて、多くの人が福祉事務所へ相談に来ます。課題は困窮・傷病・障害・離婚・離職などさまざまです。私たちには相談者の課題解決のために、社会資源をコーディネートする役割が求められます。法テラスは、貴重な社会資源の一つです。“弁護士”という言葉は固いイメージをもち、社会的弱者や福祉職員さえも気軽に相談しにくいもの。しかし、法テラスで課題解決への法律的な糸口が見つかることにより、相談者は不安が減り、生活の自立心も向上します。また弁護士による法律的な助言は、私たちにとっても貴重なアドバイスです。

これからも、気軽に利用できる法テラスへと相談者の背中を押しながら、私自身も法テラスから学ばせていただきたいと思います。

恵那市 より早い法的手続きが相談者にとって大きな力に



恵那市市民福祉部
子育て支援課

長谷川 佳予子さん

福祉事務所に生活の相談に来庁される方々のなかには、多額の借金を抱え、生活が困窮している方もいます。その債務の整理には法律的な支援が必要となってきましたが、そんなときに法テラスはとても心強い存在です。実際に太田弁護士には相談者の債務整理に始まり、以後の生活を見通した後見人的役割まで引き受けていただき、親身な支援にたいへん感謝しています。

以前は、市の無料法律相談が唯一の法的相談資源で、そこで相談の方向性を得た後に向かう弁護士事務所は、数居の高い場所でした。しかも、その恩恵に預けられない経済的弱者・高齢者もたくさんいます。その点、福祉の現場で法テラスと連携を図り、より早い法的手続きができることは相談者にとって大きな力になります。今後も現場へのお力添えをお願いします。

法テラス 関係機関とともに、社会的弱者の声を聞きとっていききたい



法テラス可児法律事務所
スタッフ弁護士

太田 晃弘

弁護士業は多くの人に出会う仕事ですから、我々弁護士は何となく世の中をわかったような気になりがちです。福祉事務所や地域包括支援センターなどと連携するようになってから、弁護士は社会の一部に対してしか司法サービスを提供できていないと痛感させられるようになりました。

福祉機関の方々は、障がい者・高齢者などの社会的弱者案件を地域から見つけ出し、法テラス可児へとつなげてくださいます。それらは「移動ができない」「障がいのために被害意識がない」「弁護士の使い方や頼み方がわからない」といった案件です。福祉機関と連携をとるようになった結果、障がい者案件だけでも常時数十件を受任している状態が続いています。

また、これらの案件は、法的問題を解決しただけでは事案の解決に至りません。「就業先がない」「掃除が苦手」「障がいが重くなった」など、多くの生活課題が山積みになっています。ここでも、福祉機関とタグを組み、問題を一つずつ解決しています。

法テラス可児と連携できている機関は、まだ一部自治体の一部の部署にすぎません。彼らでさえ発見できないケースも多数あります。埋もれてしまっている社会的弱者の法的需要ははかり知れません。

これからも自由な発想と豊かな想像力を養い、力強く優秀な関係機関の方々と密に連携しながら、耳を澄まして社会的弱者の声を聞きとっていきたいと思います。当事者に寄り添いながら、多様な問題の解決に邁進していきます。

3 Aさん一家の生活再建に向けたフォローも継続中

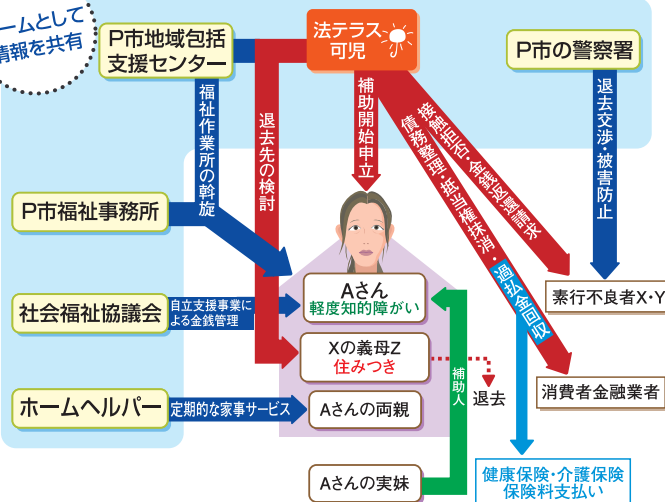
1 債務の整理は終わったものの、Aさんの金銭管理には相当の不安があったため、社会福祉協議会の自立支援事業を用いて、年金等の管理を始めることにした。

2 P市福祉事務所・地域包括支援センターが福祉包

業所を見つけてAさんに紹介した。Aさんはある程度の収入を得られるようになった。

3 Aさん一家は掃除が苦手なため、家はゴミ屋敷と化していた。債務整理により、介護保険料の滞りが解消したため、Aさんの親の介護保険を用いて、ホームヘルパーさんに定期的に入ってもらい、家事サービスを行うことになった。ヘルパーさんには、日常生活での見守りの役割も期待される。

チームとして
情報を共有



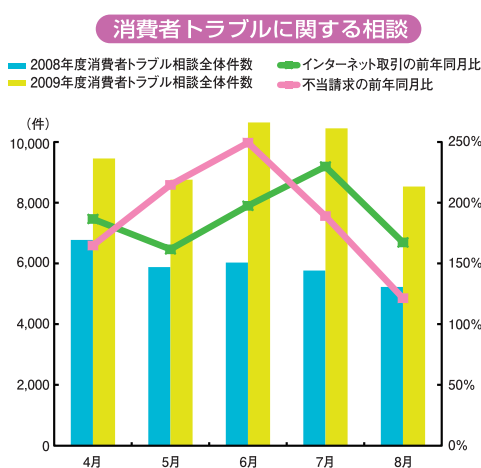
4 Aさん宅から長期的にXを退去させるためには、Xの義母ZをAさん宅から退去させる手続も必要だ。X自身にはZを扶養するような資力もないし、ZにはX以外に頼れる身内はいない。Zの退去先がまったく見つからない八方塞がりの中、地域包括支援センターはZが相当高齢であることに注目して福

5 以上の手続を進めていくなかで、Aさん一家は長期間にわたって複数の消費者金融業者から借入をしているうえ、自宅に複数の抵当権が設定されていたことも判明した。そこで、債務を整理し、業者から回収した過払金で、滞納している健康保険料や介護保険料、債務の残っている業者に対して弁済をした。これによってAさんは、安心して医療を受けられるようになり、自宅が競売にかけられるおそれもなくなった。

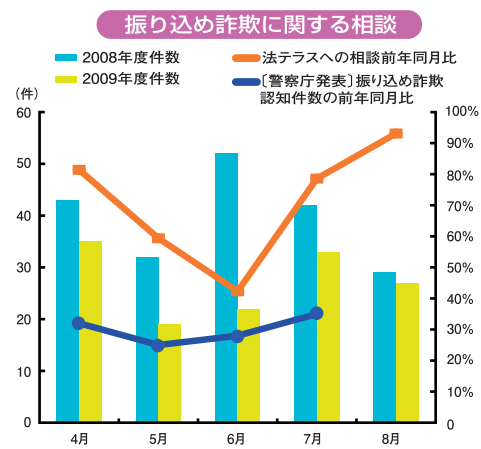
データで見る法テラス⑤ 最近の消費者トラブルの傾向

法テラス・コールセンターの利用状況から

消費者をとりまくトラブルは多様化し、消費者が被害を受ける事件や事故は後をたちません。法テラスにも消費者トラブルに関するさまざまな相談が寄せられますが、その傾向は常に変化しています。昨年と今年の傾向を比較してみました。



消費者トラブルには、悪質商法や各種の詐欺、金融商品に関するものなどさまざまあり、コールセンターではこれらをおよそ20に分類し、記録しています。昨年と比較して増加しているのは、「ネットで注文した商品が届かない」といったインターネット取引に関するものや、「法外な請求が来た」といった不当請求に関する



一方、振り込み詐欺に関する相談は、同期間の平均で同約70%と大きく減少しています。警察庁の発表でも、振り込み詐欺の認知件数は昨年4月をピークに減少し、今年5月が過去最低だったとのことであり、これと一致する結果ですが、同時に6月、7月と2か月連続で増加しているとの発表もあり、法テラスへの相談も同様の動きを示しています。

もの。4～8月の5か月間を見ると前年同月比200%を超える月もあり、平均してともに約190%となっています。ちなみに、同期間のコールセンターの相談総数は同約170%、消費者トラブル相談全体では同約160%です。

法テラス・コールセンター
おなやみなし
0570-078374
犯罪被害者支援ダイヤル
なくことないよ
0570-079714
平 日9:00～21:00
土 曜 日9:00～17:00

これは使える！法テラス・ホームページ⑤ 相談窓口情報検索

法テラスでは、相談窓口を持つ全国の関係機関・団体から情報を提供いただいてデータベースを作成し、コールセンターや全国の地方事務所スタッフがトラブルの内容やご希望に応じた相談窓口をご案内しています。

現在、約25,000の相談窓口情報が蓄積されており、そのうちの多くをホームページ上でも検索できます。

アクセスはトップページの専用ボタン(図1①)か、すべてのページのヘッダー(図1②)から。検索画面(図2)で地域、相談分野、相談

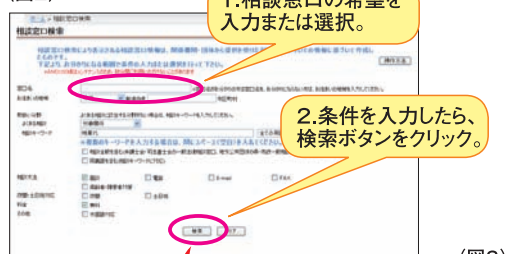
方法、料金などの希望を選択・入力して検索すると、該当するデータが絞り込まれて表示されます(図3)。

気になる相談窓口があれば、機関団体名をクリック。すると、相談窓口の詳細情報が表示されます。住所・電話番号・最寄駅などの「基本情報」、予約の可否や外国語対応の有無などの「詳細情報」、「開催日に関する情報」の3画面構成で、詳しくご確認いただくことができます。

(図1)



(図2)



(図3)



はなまから
ギモン izzon

法テラスの？にお答えします。

その3

法テラスは、司法を国民に身近なものにするため、2006年4月に設立されました。
誕生してからまだ3年半。法テラスのことをみなさまにもっと理解していただけるよう、
お問合せをいただくことの多いご質問にお答えしていきます。



Q 法テラスの予算のあらましを教えてください。



A

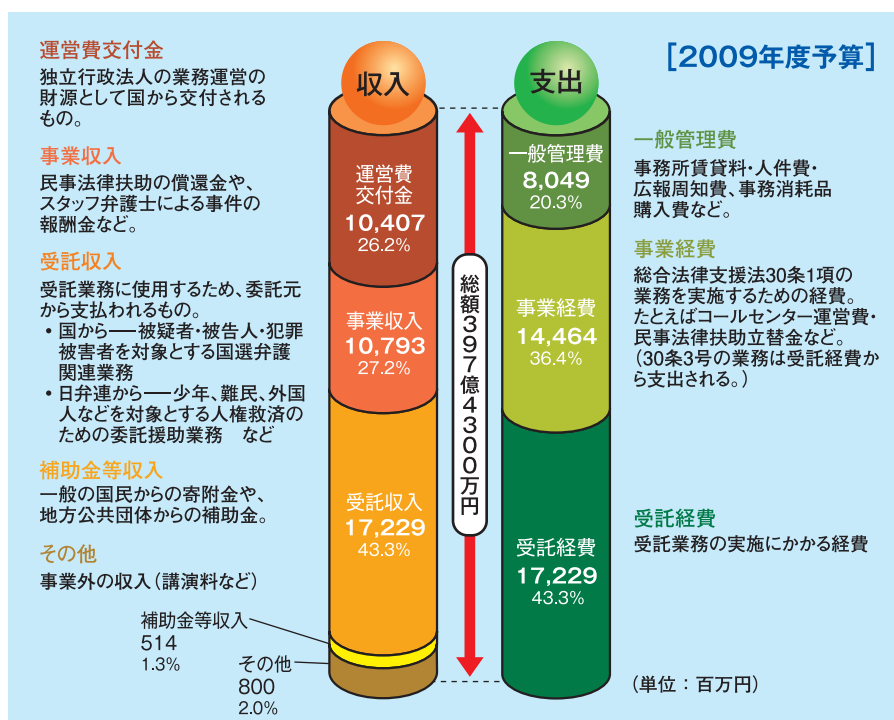
法テラスは全額国からの出資により設立された公的な法人であり、民事法律扶助や国選弁護関連業務など国民の権利利益に関わる重要な業務を行っているため、業務運営にかかる予算の約7割が、国費でまかなわれています。

しかし国費に依存するばかりではなく、民事法律扶助の利用者から毎月お返しいただく償還金の確保に努めたり、広く一般の方から寄附金を募るなど、自律的に事業を実施するとともにひとりでも多くの方に必要とされる法的支援を提供できるよう、自助努力も行っています。

2009年度予算を例に具体的にご説明します。

予算総額はおおよそ400億円。収入は大きく3つからなっています。①民事法律扶助業務や情報提供業務など法テラスの業務のために国から交付される運営費交付金、②民事法律扶助の償還金などの事業収入、③国や日本弁護士連合会などから委託された業務に使用するための受託収入です。

支出も大きく3つで構成されています。①事務所の賃料や職員の人件費、広報費などの一般管理費、②民事法律扶助業務や情報提供業務など法テラスの業務を実施するための



事業経費、③委託された業務の実施に係る受託経費です。

なお、業務運営状況及び財政状況についての適確な把握に資することを目的として、独立行政法人会計基準に基づいて事業年度ごとに財務諸表を作成し、所管官庁の長である法務大臣の承認を受けることが、総合法律支援法で義務付けられています。

* 民事法律扶助は、経済的な理由で弁護士や司法書士を頼むことができない人に、依頼費用を立て替える制度で、援助決定後から毎月1万円程度ずつ償還いただくしくみです。償還されたお金は次の利用者の援助費用として使用します。

多重債務者
相談強化
キャンペーン
実施中

キャンペーン期間

2009年9月1日～12月31日

全国の都道府県で多重債務者を対象に無料相談会を開催します。

債務整理や生活再建に向けて、ぜひこの機会にご相談ください。

上記のキャンペーン期間中に、都道府県ごとに相談日が設けられます。

各地の相談日、開催場所等は、法テラス・コールセンターでご案内しています。

はじめに「キャンペーンのポスターを見た」とお申し出ください。

お な や み な し



0570-078374

受付時間 平日:9:00～21:00 土曜:9:00～17:00
PHS、IP電話からは 03-6745-5600

相談先として、法テラスが実施する無料法律相談をご案内することもあります。その場合、収入や資産等を確認させていただくこともありますことをご了承ください。

金融庁のホームページからも各都道府県の開催状況をご確認いただけます。

金融庁

検 索

主
催

多重債務者対策本部 日本弁護士連合会
日本司法書士会連合会 日本司法支援センター(法テラス)

そうしよう。 相談しよう。

全国の都道府県で多重債務者を対象に、専門家による無料相談会を開催。
債務整理や生活再建に向けて、まずはこの機会に相談窓口へ。
中小事業者の多重債務者の相談も受け付けています。

2009 多重債務者相談強化キャンペーン
09.9/1[火] ▶ 09.12/31[木]

ナビダイヤル 0570-078374
受付時間：平日 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00
(IP電話・PHSからは 03-6745-5600)

主催：多重債務者対策本部・日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会・日本司法支援センター(法テラス)

日本司法支援センター
法テラス 法テラスは、国が設立した
公的な法人です。

■法テラス・コールセンター



お な や み な し
0570-078374

IP電話・PHSからは 03-6745-5600

■犯罪被害者支援ダイヤル



な く こ と な い よ
0570-079714

IP電話・PHSからは 03-6745-5601

平日9:00～21:00・土曜日9:00～17:00

法テラス

検 索

<http://www.houterasu.or.jp>

■法テラスは各種のご寄附をお受けしています

寄附金は、法テラスが行う過疎地域への法律事務所設置、資力のない方への法的支援など、公益性の高い各種業務に使用させていただきます。

個人の方からのご寄附、遺言によるご寄附、相続財産のご寄附、法人様からのご寄附

法テラスは、特定公益増進法人に指定されていますので、寄附をしていた方は、所得税、相続税、法人税の優遇措置を受けることができます。

しよく罪寄附

しよく罪寄附とは、覚せい剤取締法違反、贈収賄、脱税など被害者のいない刑事事件や、被害者に対する示談ができない刑事事件などの場合に、被疑者・被告人が事件への反省の気持ちを示すために公的な団体等に対して行う寄附です。裁判所により情状の資料として評価され、弁護人からも反省の気持ちを表すのに有効であるとの感想が寄せられています。

2008年度は、約1億8千万円のご寄附をいただきました。

ご寄附のお申込み・お問い合わせは、法テラス本部または最寄の地方事務所へ

◆編集後記

スタッフ弁護士を特集しました。法律サービスを日本の隅々まで行き渡らせるという法テラスの理念実現のため、若手を中心に、熱い情熱を持った弁護士たちが全国各地で奮闘しています。
今後も、本誌の連載記事「スタッフ弁護士からのメッセージ」でご紹介していきますので、どうぞご注目ください。

●本誌へのご意見をお寄せください。

法テラス本部総務課広報係
〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2
ハーモニータワー8F
eメール koe@houterasu.or.jp